

令和 7 年度税制改正について

主な改正点は以下のとおり。

1 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長

政府が進める地方創生 2 . 0 の趣旨を踏まえ、地方創生の充実・強化に向け、地方への資金の流れの継続を図るため、地域再生法に規定する認定地方公共団体に対し、まち・ひと・しごと創生関連寄付金を支出した法人に、寄付額の最大 6 0 % を法人住民税又は法人事業税から控除できる措置の適用期限を 3 年延長する。

2 軽油引取税 免税経由に関する鉄・軌道事業者への特例

免税軽油を使用する一定の鉄・軌道事業者が、非化石エネルギーへの転換のための措置として、車両の燃料タンクにバイオディーゼル燃料等を給油して鉄道用又は軌道用車両の動力燃料として消費する場合に、免税軽油の製造承認の義務を免除し、特例として「みなす課税」を適用しない。

3 自動車税環境性能割 バリアフリー車両等への特例の延長

バリアフリー車両の自動車税環境性能割の軽減措置の 2 年延長

ノンステップバス、リフト付バス、ユニバーサルデザインタクシーなどに対する課税標準特例を 2 年延長する。

対象車両	課税標準からの控除額
ノンステップバス	1 , 0 0 0 万円
リフト付バス	定員に応じて 2 0 0 ~ 8 0 0 万円
ユニバーサルデザインタクシー	1 0 0 万円

条例で規定する過疎路線の運航バス車両への非課税措置の 2 年延長

先進安全技術搭載車両への課税標準特例の 2 年延長

対人検知機能付ブレーキを搭載したトラック等への 1 7 5 万円の控除措置を延長する。